

太陽熱利用システム及び太陽光発電に係る助成制度（住宅）（2024年度）

実施自治体	制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度URL、その他)	担当部署
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
群馬県	群馬県住宅用太陽光発電設備等導入資金融資	融資	<p>【対象者】</p> <p>(1) 県内に居住し、自ら居住する住宅に対象設備を設置する方(転入予定者も含む)</p> <p>(2) 自己資金だけでは資金の調達が困難な方</p> <p>(3) 県税を滞納していない方</p> <p>(4) 事前に購入・着工していない方</p> <p>(5) 金融機関が定める審査基準を満たす方</p> <p>【対象設備】</p> <p>(1) 太陽光発電設備</p> <p>(2) EV等(電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車)</p> <p>(3) 家庭用蓄電池</p> <p>(4) V2H(電気自動車から家庭に電力を供給するコンバーター)</p> <p>&lt;設備要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)、(2)、(3)、(4)ともに、設置又は購入する時点で未使用品であること</li> <li>・太陽光発電設備については、1kW以上10kW未満の設備であること</li> <li>・EV等については、経済産業省が実施する「CEV補助金」の補助対象車両(※)として登録されている給電機能を有する電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること</li> <li>・V2Hについては、経済産業省が実施する「CEV補助金」の補助対象機器(※)として登録されていること又は当該システムと同等以上の性能を有すること</li> <li>・太陽光発電設備を同時に設置しない場合は、対象設備等を導入する住宅に太陽光発電設備が設置されており、かつ太陽光発電設備と連携できる設備であること</li> <li>(※)補助対象車両・補助対象機器は、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページ(外部リンク)で確認可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資限度額:1者当たり1,000万円</li> <li>・融資期間:10年以内</li> <li>・償還方法:元利均等月賦償還(元利金等半年賦償還との併用可)</li> <li>・融資利率等:年1%(固定金利)</li> </ul>	R6.4.1～ R7.3.31 (予算の範囲内)	<a href="https://www.pref.gunma.jp/page/5739.html">https://www.pref.gunma.jp/page/5739.html</a>	グリーンイノベーション推進課 再生可能エネルギー推進室 027-898-2752
	太陽光発電設備等導入支援事業費補助金	補助金	<p>【補助対象者】</p> <p>○購入の場合:個人</p> <p>○電力販売契約(PPA)又はリース契約の場合:PPA又はリース契約事業者(共同申請者:個人)</p> <p>【補助対象設備】</p> <p>1)太陽光発電設備</p> <p>2)太陽光発電設備+蓄電池</p> <p>&lt;補助対象設備の主な要件&gt;</p> <p>○太陽光発電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度又はFIT制度による売電を行わないものであること。</li> <li>・太陽光発電設備により発電される電力が、導入場所の敷地内(オンサイト)の住宅で30%以上使用(自家消費)されるものであること 等</li> </ul> <p>○蓄電池</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄電池価格(円)を蓄電容量(kWh)で除して算出した額が、4,800Ah・セル相当のkWh未満の蓄電池にあっては14.1万円/kWh以下、4,800Ah・セル相当のkWh以上の蓄電池にあっては16.0万円/kWh以下であること</li> <li>・原則として太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とする据置型(定置型)のものであること</li> <li>・蓄電池から供給される電力が、原則、導入場所の敷地内(オンサイト)の事業所又は住宅で使用(自家消費)されるものであること 等</li> </ul>	<p>【補助額】</p> <p>○個人が導入する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備 7万円/世帯</li> <li>・蓄電池 補助対象経費の1/3(千円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てる。)</li> </ul>	<p>【交付申請受付期間】</p> <p>R6.7月開始予定</p> <p>【補助対象事業の実施期間】</p> <p>交付申請受付開始日から R7.1.31まで</p>	<a href="https://www.pref.gunma.jp/page/639597.html">https://www.pref.gunma.jp/page/639597.html</a>	グリーンイノベーション推進課 再生可能エネルギー推進室 027-898-2752

	住宅用蓄電池導入支援 事業費補助金	補助金	<p>【補助対象者】 ○購入の場合：県内に太陽光発電設備を 設置済みの住宅を有する個人 ○リース契約の場合：リース契約事業 者（共同申請者：個人）</p> <p>【補助対象設備】 1)蓄電池</p> <p>&lt;補助対象設備の主な要件&gt; ・太陽光発電設備と接続され、太陽光 発電設備の発電電力を充電できるも のであること ・蓄電池から供給される電力が、原則、 導入場所の敷地内(オンサイト)の事業 所又は住宅で使用(自家消費)されるも のであること 等</p>	<p>【補助額】 1・2のうちいずれか低 い額(千円未満の端数 があるときは、その端 数全額を切り捨てる)</p> <p>1 補助対象経費の1/3 2 蓄電容量×14.1万円 /kWh×1/3</p>	<p>【交付申請 受付期間】 R6.7月開始 予定</p> <p>【補助対象 事業の実 施期間】 交付申請 受付開始 日から R7.1.31まで</p>	<a href="https://www.pref.gunma.jp/page/639597.html">https://www.pref.gunma.jp/page/639597.html</a>	<p>グリーンイノベー ション推進課 再生可能エネル ギー推進室 027-898-2752</p>
前橋市	令和6年度前橋市家庭 用ゼロカーボン推進補助 金	補助金	<p>次のいずれにも該当する個人 1 前橋市内に自ら居住し住民登録がさ されている店舗兼併用住宅を含む住宅に 補助対象となる設備を令和6年4月1日 から令和7年2月28日までに新規で購 入・設置し、受付期間内に申請書類を 提出できる方。 2 市税を滞納していない方。 3 前橋市内に本店・支店等がある事業 者から設備の購入又は設置工事を行っ た方。</p>	<p>1 自家発電型給湯器 (エネファーム・おひさま エコキュート):3万円 2 定置用蓄電池設備: 蓄電容量1kWhあたり1 万円(上限5万円) 3 外部給電機能付電 動車:5万円 4 V2H(電気自動車充 給設備):5万円</p>	<p>前期: R6.6.10~ R6.9.30 後期: R6.10.7~ R7.2.28 ※受付期 間内であつ てもそれぞ れの予算 額に達した 場合は期 間内でも終 了。</p>	<p>前橋市ホームページ <a href="https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kankyo/kankyoseisaku/gvomu/4/1/1/23240.html">https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kankyo/kankyoseisaku/gvomu/4/1/1/23240.html</a></p>	<p>環境部環境政策 課GX戦略係</p>
高崎市	高崎市住宅用太陽光発 電システム導入補助金	補助金	<p>○自ら居住する市内の住宅に、太陽光 発電システムを新たに設置し(または、 市内の太陽光発電システム付きの住宅 を購入し)、自ら電力会社と受電契約を 結び、かつ余剰電力の買取契約を結ぶ 個人 ○2024年度中に太陽光発電システム に係る電力受給を開始し、かつ定めら れた申請期限までに補助金交付申請 書を提出できる方 ○市民であり、市税を滞納していない 方</p>	<p>1kWあたり8千円 上限4万円</p>	<p>R6.7.1~ R7.3.31</p>	<p><a href="https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/6849.html">https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/6849.html</a></p>	<p>環境政策課 027-321-1251</p>
桐生市	新エネルギー設備設置 補助金	桐ベイポイント (電子地域通 貨)	<p>1. 桐生市内に住所を有する方 2. 自らが居住する市内の住宅に対象 設備を設置した方 3. 市税(国民健康保険税を含む。)を 滞納していない方 4. 住宅が共有名義または他の者によ る所有の場合は、同意書を提出できる 方</p>	<p>蓄電池 1kWhあたり1万 円 上限5万円</p>	<p>R6.5.1~ R7.3.19</p>	<p><a href="https://www.city.kiryu.jg.jp/kurashi/kankyo/1014480/1018543/1018546.html">https://www.city.kiryu.jg.jp/kurashi/kankyo/1014480/1018543/1018546.html</a></p>	<p>SDGs推進課 0277-46-1111 内線 575</p>
伊勢崎市	伊勢崎市家庭用脱炭素 化設備導入補助金	補助金	<p>【対象者】 1.本市の住民基本台帳に記録されてい る 2.対象設備を導入した住宅に住んでい る 3.導入した住宅の所有権を有している 4.設備導入に要する費用を負担してい る 5.市税の滞納がない 6.設備を導入した住宅において系統連 系をしている</p> <p>【対象設備】 ○太陽光発電設備 1.未使用品である 2.発電した電力が原則自家消費され る 3.発電出力が1kW以上10kW未満 4.同一設備に係る本市からの補助金 を受けていない ○蓄電池 1.未使用品である 2.据置型(定置型)のもの 3.供給される電力が自家消費される 4.太陽光発電設備と接続し使用される 5.蓄電容量が2kWh以上 6.同一設備に係る本市からの補助金 を受けていない</p>	<p>対象設備の導入に要し た費用 各設備上限5万円</p>	<p>R6.5.1~ R7.3.31(予 算の範囲 内)</p>	<p><a href="https://www.city.isesaki.jg.jp/soshiki/kankyobu/gxsu/ishin/isesakigxsuishin/20112.html">https://www.city.isesaki.jg.jp/soshiki/kankyobu/gxsu/ishin/isesakigxsuishin/20112.html</a></p>	<p>GX推進課 0270-27-5596</p>
太田市	太田市住宅用再エネ機 器導入報奨金	報奨金	<p>市税に滞納がなく、自らが居住する市 内の住宅に、太陽光発電システム、蓄 電池システム及びおひさまエコキュート を設置した市民を対象者とし、報奨金と して太田市デジタル金券(OTACO)を支 給する。</p>	<p>太陽光発電システム: 発電出力2kW以上を設 置した場合に一律5万 円 蓄電池システム:蓄電 容量4kWh以上を設 置した場合に一律5万円 おひさまエコキュート: 一律2万円</p>	<p>R6.4.1~ R7.3.31</p>	<p><a href="https://www.city.ota.gunma.jp/page/1021934.html">https://www.city.ota.gunma.jp/page/1021934.html</a></p>	<p>脱炭素推進室 0276-47-1953</p>

沼田市	沼田市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金	補助金	太陽光発電システム ・自ら居住する沼田市内の住宅に対象システム (太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方が10kW未満)を設置する方 ・低圧配電線と逆潮流有りで連系していること ・日本産業規格又はIEC等の国際規格に適合していること ・未使用品であること ・過去に同一の対象システム設置に関して沼田市の補助金の交付を受けていない方 ・令和6年3月20日まで実績報告書が提出できること ・世帯全員の市税の滞納がないこと	1kWあたり1万5千円 上限7万円	R6.4.1～ R7.3.20(予算の範囲内)	<a href="https://www.city.numata.gunma.jp/life/kankyo/taivo/ko/1003684.html">https://www.city.numata.gunma.jp/life/kankyo/taivo/ko/1003684.html</a>	環境課 環境政策係 0278-23-2111 内線 3071
			太陽熱利用システム ・自ら居住する沼田市内の住宅に太陽熱利用システムを設置する方 ・未使用品であること ・自然循環型は、太陽熱エネルギーを集熱器により集めて給湯に利用するシステムで、貯湯部分と集熱器部分(平板型又は真空管型)が一体型のもの ・強制循環型は、太陽熱エネルギーを集熱器により集めて給湯に利用するシステムで、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、主に給湯に利用するもの ・過去に同一の対象システム設置に関して沼田市の補助金の交付を受けていない方 ・令和6年3月20日まで実績報告書が提出できること ・世帯全員の市税の滞納がないこと	設置費用の1/10以内 自然循環型 上限2万円 強制循環型 上限4万円	R6.4.1～ R7.3.20(予算の範囲内)	<a href="https://www.city.numata.gunma.jp/life/kankyo/taivo/ko/1003684.html">https://www.city.numata.gunma.jp/life/kankyo/taivo/ko/1003684.html</a>	環境課 環境政策係 0278-23-2111 内線 3071
渋川市	渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金	補助金	渋川市住宅用温暖化対策設備等導入補助金交付要綱及び要領で規定する要件を満たす下記の設備 (1) 設置用リチウムイオン蓄電池システム (2) 住宅用太陽光発電システム (3) V2H (4) EV又はPHEV (5) ペレットストーブ	(1)蓄電池 4kWh以上 5万円 4kWh未満 3万円 (2)太陽光発電 3万円 (3)V2H 5万円 (4)EV又はPHEV 5万円 (5)ペレットストーブ 補助対象経費の2分の1 ※上限5万円、1,000円未満の端数切り捨て	R6.4.1～ R7.3.31(予算の範囲内)	<a href="https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/gomi/ondanka/p006515.html">https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/gomi/ondanka/p006515.html</a>	市民環境部 環境森林課 環境政策係
	熱損失防止改修(省エネ)改修等住宅に係る固定資産税の減額	減免	令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に、省エネ(熱損失防止)改修工事を行ったもので、下記要件に該当する家屋 ■住宅要件 ①平成26年4月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く) ②改修後の住宅の床面積が50㎡以上の280㎡以下であること(併用住宅の場合、改修後の居住用部分の床面積の割合が2分の1以上であること) ■工事要件 ・熱損失防止改修工事を行っていること 1 窓の改修(必須) 2 床の断熱工事 3 天井の断熱工事 4 外壁の断熱工事 5 太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システム設置工事 ・熱損失防止改修等工事費用が60万円を超えていること(補助金等を除く) (上記1から4に該当する断熱改修工事費用が60万円を超えていること、又は1から4に該当する工事費用が50万円を超えており、かつ5に該当する設置工事費用と合わせて60万円を超えていること)	改修工事対象家屋について、翌年度に限り固定資産税の3分の1減額  (長期優良住宅の認定を受けた改修の場合、3分の2減額) ・1戸あたり120平方メートル相当分まで。 ・新築住宅軽減と耐震改修等(バリアフリーを除く)減額の処置と同時に適用不可。	随時	<a href="https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/zeikin/shizei/p001507.html">https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/zeikin/shizei/p001507.html</a>	総務部 税務課 資産税係
藤岡市	藤岡市住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金	補助金	以下の要件を全て満たしている方 (1)市内の自ら居住する住宅(住宅部分の面積が1/2以上の併用住宅を含む)に、対象システムを設置する、又は居住実績のない対象システム付き住宅を購入し居住しようとする方 (2)市税を滞納していないこと。ただし、転入する予定、又は転入してから1年以内の場合は、転入前市町村においても市税を滞納していないこと (3)建物の所有が申請者以外又は共有者がいる場合、書面により設置承諾を受けていること (4)過去に同一の対象設備に係る市の補助金の交付を受けていないこと	①太陽光発電システム(蓄電システムと同時設置に限る) 1kWあたり2万円(上限8万円) ②蓄電システム(太陽光発電システムと同時設置) 1kWhあたり2万円(上限10万円) ③蓄電システム(単体設置) 1kWhあたり1万円(上限5万円) ④V2H 定額5万円	R6.4.1～ R7.3.26	<a href="https://www.city.fujioaka.gunma.jp/soshiki/sinrinkankyobu/kankyo/hojo/9127.html">https://www.city.fujioaka.gunma.jp/soshiki/sinrinkankyobu/kankyo/hojo/9127.html</a>	森林環境部 環境課 0274-40-2264

安中市	太陽熱温水器設置補助金	補助金	太陽熱を利用して温水を作り、風呂場、台所等の給湯に用いる一般家庭に備え付けられている温水器。	補助対象経費の10% 上限1万5千円(100円未満切り捨て)	R6.4.1～ R7.3.31	<a href="https://www.city.annaka.jp/page/1706.html">https://www.city.annaka.jp/page/1706.html</a>	市民環境部環境政策課
	住宅用スマートエネルギーシステムの設置補助金制度	補助金	○太陽光発電システム a.低圧配電線と逆潮流有りで連携していること b.太陽電池モジュールの公称最大出力の合計が10キロワット未満の設備であること c.日本工業規格等で認められていること d.未使用品であること(中古品は対象外) e.太陽電池モジュール本体の機器費用が無償の場合は対象外とする ○定置用リチウムイオン蓄電システム a.住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに蓄電池を設置又は住宅用太陽光発電システムとともに蓄電池を設置し、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること b.リチウムイオン蓄電池及びインバータ等の電力変換装置を備え、クリーンエネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるもの c.一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの d.未使用であること(中古品は対象外)	○太陽光発電システム 1kWあたり1万円 上限5万円(千円未満切り捨て) ○定置用リチウムイオン蓄電システム 1kWあたり1万円 上限6万円(千円未満切り捨て)	R6.4.1～ R7.3.31	<a href="https://www.city.annaka.jp/page/1694.html">https://www.city.annaka.jp/page/1694.html</a>	市民環境部環境政策課
みどり市	住宅用再生可能エネルギーシステム等設置補助金	補助金	以下の要件をすべて満たしている方 ・市内の住宅に居住していること ・世帯員全員が市税(国民健康保険税を含む)を滞納していないこと ・補助は1世帯あたり1回限りとし、過去に同様のシステムに係る補助を受けていない方 【太陽光発電システム】 ・パネルの最大出力が10kW未満であること ・低圧配電線と逆潮流ありで系統連系しているもの ・令和6年度内に電力受給を開始すること ・未使用品であること(中古品は除く) 【リチウムイオン蓄電池】 ・蓄電容量が1kWh以上であること ・壁又は床に固定できる定置型であること ・蓄電設備から供給される電力が住居において消費されること	【太陽光発電システム】 最大出力1kWあたり3万円(上限5万円) 【リチウムイオン蓄電池】 1基あたり15万円 ※太陽光発電システムとリチウムイオン蓄電池の補助金を同時申請する場合は5万円を加算	R6.4.1～ R7.3.14	<a href="https://www.city.midori.gunma.jp/kankyo/1001718/1005391.html">https://www.city.midori.gunma.jp/kankyo/1001718/1005391.html</a>	生活環境課 0277-76-0985
榛東村	住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助	補助金	【補助対象設備】 ・住宅の屋根等への設置に適しているもの ・低圧配電線と逆潮流有りで連携するもの ・電力会社と電力需給契約を締結するもの ・太陽電池の最大出力の合計値が10kW未満のもの ・日本工業規格等で認められているもの ・未使用のもの 【補助対象者】 ・村内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していること、又は村内に自ら居住するため発電システム付き住宅を購入していること。 ・補助金を受けようとする者及びその者の属する世帯全員が、補助金交付申請時に村税等を滞納していないこと。 ・過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。	○村内業者による工事の場合 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kWあたり4万円(上限4kW、16万円まで)。補助金のうち、50%(1,000円未満は切捨て)は商業振興券で交付。補助金の交付は1住宅につき1回限り。また、1世帯につき1回限り。 ○村外業者による工事の場合 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kWあたり2万円(上限4kW、8万円まで)。補助金の交付回数は、村内業者による工事の場合と同様。	R6.4.1～ R7.3.31 予算の範囲内	<a href="https://www.shinto.gunma.jp/life/000049/000050/p000150.html">https://www.shinto.gunma.jp/life/000049/000050/p000150.html</a>	住民生活課 環境衛生係 TEL0279-26-2494

吉岡町	吉岡町住宅用太陽光発電システム等設置整備事業	窓口にて申請	①町内に住所を有し、自ら居住する住宅に発電システムを設置した人、又は自ら居住するための発電システム付き住宅を購入した人。 ②申請時に世帯全員が町税等を完納していること。 ③所有者全員から同意がとれていること。 ④電力会社との電力需給契約を締結しており、発電システムは電力受給開始日、蓄電システムは保証開始日から6か月以内に申請書が提出されたもの。 ⑤過去に本補助金交付要綱による補助金の交付を受けていないこと。(1住宅につき1補助とし、かつ1申請者当たり1回限り)  【発電システム】 ・低圧配電線と逆潮流有りで連系し、太陽電池の最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値がそれぞれ10kW未満のシステムであるもの。 ・起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの。 ・未使用なもの。  【蓄電システム】 ・蓄電容量の合計が1kWh以上であること。 ・常時発電システムと接続していること。 ・未使用なもの。	【発電システム】 1キロワットあたり2万5千円(上限10万円)  【蓄電システム】 一律5万円	R6/4/1～ R7/3/31	<a href="https://www.town.yoshioka-gunma.jp/kurashi/kankyo/taivoukou.html">https://www.town.yoshioka-gunma.jp/kurashi/kankyo/taivoukou.html</a>	住民課・住民環境室
上野村	上野村太陽光発電設備貸付事業	貸与	太陽光発電設備(パネルと蓄電池)の設置を希望する村民	太陽光発電設備(パネルと蓄電池)の設置を希望する住宅に、村が設備を貸与(所有者は村)。 導入にあたり、太陽光パネルの設置費の約6分の1は個人負担で、蓄電池は村が無償で貸与(蓄電池分は個人負担なし)。 既に太陽光パネルを自費で設置済みの住宅は、蓄電池のみを追加で設置することが可能。	通年(令和10年度まで)	脱炭素先行地域計画に基づく取組 <a href="http://www.uenomura.jp/admin/politics/post-30.html">http://www.uenomura.jp/admin/politics/post-30.html</a>	振興課 0274-59-2111
甘楽町	甘楽町住宅用太陽光発電設備蓄電池設置費補助金	設置費補助金	設備:住宅用太陽光発電設備蓄電池システム 対象者:甘楽町に居住し、自ら居住するための住宅に新たに対象設備を導入する者	対象設備の最大出力(kWh表示)に1万円を乗じた金額(上限5万円、千円未満切り捨て)	R6.4.1～	<a href="https://www.town.kanra.jp/iyuumin/kankyo/news/20230310152902.html">https://www.town.kanra.jp/iyuumin/kankyo/news/20230310152902.html</a>	住民課環境係
中之条町	中之条町住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金	設置費補助金	(1)中之条町に住民登録を行っている方 (2)自分が所有若しくは居住する中之条町内の住宅等(併用住宅を含む。)にシステムを設置する方又はシステムが設置された新築住宅を購入する方 (3)世帯全員が町税及び使用料等を完納していること。	(1)太陽光発電システム ・1kWあたり5万円 ・上限20万円 (2)定置用リチウムイオン蓄電池システム ・1kWhあたり3万円 ・上限15万円 (3)ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS) ・費用額(税別)の1/10 ・上限2万円	R6.4.1～ R7.3.31	<a href="https://www.town.nakanogunma.jp/soshiki/16/8003.html">https://www.town.nakanogunma.jp/soshiki/16/8003.html</a>	防災安全課 0279-26-7089
長野原町	長野原町住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金	設置費補助金 (※申請は設置工事前必須、設置後に請求書提出が必要)	・町内に住所を有し、自ら所有又は居住する住宅にシステムを設置、または設置された新築住宅を購入した者 ・世帯全員の町税及び使用料等を完納 ・過去に同じ助成を受けていない者  その他、下記の要件に当てはまる者 ○太陽光発電システム ・太陽光モジュールの公称最大出力合計が10kW未満 ・未使用品 ・発電した電力が住宅等で消費しており、電力会社と余剰電力の買取契約を締結する見込がある ○定置用リチウムイオン蓄電池システム ・蓄電容量合計が1kWh以上 ・常時太陽光発電システムと接続している ・未使用品	○太陽光発電システム 5万円/kW 上限20万円  ○定置用リチウムイオン蓄電池システム 5万円/kWh 上限20万円	R6.4.1～ R7.1.31 (設置完了後の請求はR7.3.31まで、予算の範囲内)	<a href="https://www.town.naganohara-gunma.jp/www/contents/1361758473837/index">https://www.town.naganohara-gunma.jp/www/contents/1361758473837/index</a>	町民生活課 0279-82-2246
嬭恋村	嬭恋村住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金	補助金	・嬭恋村に住所を有し、自分が所有もしくは居住する嬭恋村内の住宅にシステムを設置する方またはシステムが設置された新築住宅を購入する方。 ・発電した電力が当該システムを設置した住宅等で消費され、かつ、電力会社と余剰電力の買取契約を締結する見込みがあること。	○太陽光発電システム ・1kWあたり5万円 ・上限20万円 ・10kW未満	R6.4.1～ R7.1.31(工事完了はR7.3.31まで)	<a href="https://www.vill.tsumagoi-gunma.jp/www/contents/1681715837244/index.html">https://www.vill.tsumagoi-gunma.jp/www/contents/1681715837244/index.html</a>	未来創造課 0279-96-1257

高山村	高山村住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	村内に住所を有する者又は村内に住所を有する見込みのある者(法人は除く。)、自ら居住する住宅等に設置される発電システム	1kWあたり7万円 上限20万円	R6.4.1～ R7.3.31(予算の範囲内)	<a href="https://www.vill.takayama-gunma.jp/02chiiki/taivoko/taivoko-hojo.html">https://www.vill.takayama-gunma.jp/02chiiki/taivoko/taivoko-hojo.html</a>	地域振興課 0279-63-2111
東吾妻町	東吾妻町住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金	補助金	【補助対象設備】 ①太陽光発電システム ・低圧配電線と逆潮流有りで連携していること ・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10キロワット未満であること ・未使用であること ②蓄電池システム ・蓄電容量の合計が1kWh以上であること ・常時住宅用太陽光発電システムと接続していること ・未使用品であること 【補助対象者】 ・町内に住所を有する方又は町内に住所を有する目的で住宅を購入される方 ・町税を滞納していない方 ・過去に同一システムで補助金を受けていない方	①太陽光発電システム 1kWあたり2万円(上限10万円) ②蓄電池システム 1kWhあたり4万円(上限20万円)	R6.4.1～ R7.3.31(予算の範囲内)	<a href="https://www.town.higashigatsuma-gunma.jp/www/contents/1679968033471/index.html">https://www.town.higashigatsuma-gunma.jp/www/contents/1679968033471/index.html</a>	町民課
片品村	片品村住宅用再生可能エネルギー導入補助金	補助金	設置費用補助 <b>(対象者)</b> (1) 村内に住所を有する、又は有する見込みである者。(第9の事業実績報告書提出時までに本村に住所を有する予定である者をいう。) (2) 村税等の滞納のない世帯に属している者	<b>(太陽熱利用設備)</b> 太陽熱温水器等を設置する場合、設置費用の30%以内とし、上限は5万円 <b>(太陽光発電設備)</b> 太陽電池出力1kW当たり5万円を乗じた金額とし、上限は25万円	R6年度内に工事完了	<a href="http://www.vill.katashina-gunma.jp/gaiyou/kakuka/nourin/kankyou/2023-0407-1305-38.html">http://www.vill.katashina-gunma.jp/gaiyou/kakuka/nourin/kankyou/2023-0407-1305-38.html</a>	農林建設課 0278-58-2114
川場村	川場村住宅用太陽光発電システム設置補助金	補助金	【補助対象】いずれにも該当するものとする。 ○川場村村内において、自ら居住する住宅等に設置される発電システムであること。 ○発電システムの設置工事を該当年度中に完了し、実績報告書を提出できること。 ○1世帯につき1回とし、世帯の全員が村税等を滞納しないものに限る。 ○低圧配電線と逆潮流有りで連携する住宅の屋根等への設置に適した未使用の太陽光発電システムが対象。	1kWあたり3万円 上限15万円	R5.4.1～ R6.3.29		むらづくり振興課 森林環境係
昭和村	昭和村住宅用太陽光発電システム設置補助金	補助金	(1) 昭和村内において、自ら居住する住宅等に設置される発電システムであること。(2) 発電システムの設置工事を当該年度中に完了し、実績報告書を提出できること。 (3) 発電システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回とし、世帯の全員が村税等を滞納していないものに限る。	1kWあたり2万5千円 上限10万円	R6.4.1～ R7.3.31	<a href="https://www.vill.showa-gunma.jp/kurashi/kurashi/hojokin/2017-0224-1340-29.html">https://www.vill.showa-gunma.jp/kurashi/kurashi/hojokin/2017-0224-1340-29.html</a>	産業課 0278-25-3436
みなかみ町	みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金	補助金	●対象 ①町内の自ら居住する住宅(店舗との併用住宅可)に設置する方および補助対象設備が設置された自ら居住する予定の住宅(建売住宅)を購入する方(ただし、建売住宅は居住実績がないもの) ②町民である方または町民となることが確実であると認められる方 ③世帯の全員に町税等の滞納がない方 ④過去において本町から同じ内容の補助を受けていない方(過去に太陽光発電設備の補助を受けた後、高効率給湯器の補助を受けることは可能、またはその逆も可能) ●要件 □太陽光発電設備 ①住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系しているもの。 ②電力会社と受電契約を結び、かつ余剰電力の買取契約が結ばれているもの。 ③太陽電池の公称最大出力の合計が1キロワット以上10キロワット未満のもの。(※パワーコンディショナで10キロワット未満に制限をかけた場合でも補助対象とならない。) ④日本工業規格等で認められているもの。 ⑤未使用品であるもの。 □高効率給湯器(太陽熱温水器) ①太陽光に含まれる赤外線を熱として水を温める装置であり、集熱器と貯湯層が一体型または分離型のもの。 ②リース品の設置は対象外。購入したものを設置する場合に限る。 ③水を自然に循環させるもの又は、水又は不凍液を強制的に循環させるもの。 ④ヒートポンプとの併用システムは対象外。太陽光発電モジュール一体型は対象。 ⑤未使用品であるもの。	●補助金額 □太陽光発電設備 設置する太陽電池の最大出力の値(キロワット表示とし、小数点第3位を切り捨てる。)に2万5千円を乗じて得た額(千円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助金の上限は10万円とする。 □高効率給湯器(太陽熱温水器) ・自然循環式 1家庭1台 2万円 ・強制循環式 1家庭1台 4万円	R6.4.1～ R7.3.31	<a href="https://www.town.minakami-gunma.jp/life/09sumai/kankyou/2016-1013-1804-16.html">https://www.town.minakami-gunma.jp/life/09sumai/kankyou/2016-1013-1804-16.html</a>	環境課 0278-64-1168

玉村町	玉村町住宅用太陽光発電システム設置補助制度	補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電システム設置後(系統連系後)90日以内に必要書類を揃え、交付申請書を提出すること。</li> <li>・町内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していること、又は町内に自ら居住するため発電システム付き新築住宅を購入していること。</li> <li>・補助金を受けようとする者及びその者の属する世帯員全員が町税を完納していること。</li> <li>・過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。</li> </ul>	1kWあたり1万円 上限5万円	R6.4.1～ R7.3.31	<a href="https://www.town.tamamura.lg.jp/docs/202203220027/">https://www.town.tamamura.lg.jp/docs/202203220027/</a>	環境安全課 0270-64-7708
板倉町	板倉町住宅用太陽光発電システム設置補助事業	補助金	町内在住で住宅用太陽光発電システムを設置した者(建売含む)	2万5千(円/kw) ※上限10万円	H22年～	<a href="https://www.town.itakura-gunma.jp/cont/s010000/d010010/20190304092656.html">https://www.town.itakura-gunma.jp/cont/s010000/d010010/20190304092656.html</a>	住民環境課 環境下水道係 0276-82-6132
千代田町	住宅用太陽光発電システム設置補助金	発電システムの設置完了後、申請期間内に申請書と必要書類を添えて申請	<p>自ら居住する町内の住宅に発電システムを設置した方又は町内に自ら居住するため発電システム付き住宅を購入した方(平成22年4月1日以降に引き渡しを受けた方)で、当該者の属する世帯員全員が町税及び国民健康保険税を滞納していない方。</p> <p>※発電システムとは、住宅の屋根等への設置に適した、低電圧電流と逆潮流有りで連係し、かつ、太陽電池の最大出力が10キロワット未満の太陽光発電システム及び太陽光発電システムの設置に併せて設置する蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上の定置型蓄電池をいう。</p> <p>※住宅とは、専用住宅及び店舗等を併設した併用住宅(ただし、住居部分の床面積が2分の1以上あること。)とし、集合住宅は除く。</p> <p>※補助対象は、1住宅につき1回とし、かつ、1申請者当たり1回限り。</p> <p>補助対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置完了した日が4月1日から9月30日までの期間にある場合は、当該設置日の属する年の10月1日から翌年の2月末日までの期間</li> <li>・設置完了した日が10月1日から翌年の3月31日までの期間にある場合は、当該設置日の属する年度の翌年度の4月1日から8月31日までの期間</li> </ul>	<p>【太陽光発電システム】 1キロワット当たり3万円。ただし、上限額6万円。</p> <p>【定置型蓄電池】 1キロワットアワー当たり1万円。ただし、上限額4万円。</p>	R6.4.1～ R7.2.28 (予算の範囲内)	<a href="https://www.town.chiyodagunma.jp/ivumin/kankyo/kankyo001.html">https://www.town.chiyodagunma.jp/ivumin/kankyo/kankyo001.html</a>	住民生活課 エコ推進係 0276-49-5200
邑楽町	邑楽町住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金	交付	・自ら居住する町内の専用住宅又は供用住宅に発電システムを設置した者又は町内に自ら居住するための発電システム付き住宅を購入した者	1kWあたり2万円・上限6万円	～R8.3.31	<a href="https://www.town.ora-gunma.jp/s017/download/060/taiyokou.html">https://www.town.ora-gunma.jp/s017/download/060/taiyokou.html</a>	建設環境課